

水質検査成績書

東頭発第 TW-220420-9084 号

2022年04月27日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)
東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 坂本義次

殿  一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	榎原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡榎原村467-1		
検査受付年月日	2022年04月20日	採水年月日	2022年04月20日 15時10分
種別	専用水道水		
水温/気温	15.2℃ / 23.6℃		
検査項目	結果	検査項目	結果
一般細菌	0 (個/mL)	総トリハロメタン (mg/L)
大腸菌	検出せず	トリクロロ酢酸 (mg/L)
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	プロモジクロロメタン (mg/L)
水銀及びその化合物 (mg/L)	プロモホルム (mg/L)
セレン及びその化合物 (mg/L)	ホルムアルデヒド (mg/L)
鉛及びその化合物 (mg/L)	亜鉛及びその化合物 (mg/L)
ヒ素及びその化合物 (mg/L)	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)
六価クロム化合物 (mg/L)	鉄及びその化合物 (mg/L)
亜硝酸態窒素 (mg/L)	銅及びその化合物 (mg/L)
アン化物イオン及び塩化アン (mg/L)	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	マンガン及びその化合物 (mg/L)
フッ素及びその化合物 (mg/L)	塩化物イオン	2.9 (mg/L)
ホウ素及びその化合物 (mg/L)	カルシウム・マグネシウム等(硬度) (mg/L)
四塩化炭素 (mg/L)	蒸発残留物 (mg/L)
1,4-ジオキサン (mg/L)	陰イオン界面活性剤 (mg/L)
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	ジェオスミン (mg/L)
ジクロロメタン (mg/L)	2-メチルリボルネオール (mg/L)
テトラクロロエチレン (mg/L)	非イオン界面活性剤 (mg/L)
トリクロロエチレン (mg/L)	フェノール類 (mg/L)
ベンゼン (mg/L)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5 (mg/L)
塩素酸 (mg/L)	pH値	7.6
クロロ酢酸 (mg/L)	味	異常なし
クロロホルム (mg/L)	臭気	異常なし
ジクロロ酢酸 (mg/L)	色度	1未満 (度)
ジブromクロロメタン (mg/L)	濁度	0.1未満 (度)
臭素酸 (mg/L)		
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく(別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)		
備考	特記事項なし		
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。		

水質検査成績書

東頭発第 TW-220420-9085 号

2022年04月27日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 坂本義次

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3				
検査受付年月日	2022年04月20日	採水年月日	2022年04月20日 11時05分		
種別	専用水道水				
水温/気温	13.9℃ / 11.3℃		残留塩素濃度 0.3mg/L		
検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量子限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量子限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0	100以下 (0) 標準寒天培地法(別表第1)	総トリハロメタン	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
大腸菌	検出せず	検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法(別表第2)	トリクロロ酢酸	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)
カドミウム及びその化合物	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法(別表第6)	プロモジクロロメタン	0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
水銀及びその化合物	0.0005以下 (0.00005) 還元酸化-AA法(別表第7)	プロモホルム	0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
セレン及びその化合物	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド	0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法(別表第19の2)
鉛及びその化合物	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
ヒ素及びその化合物	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.2以下 (0.02) ICP-MS法(別表第6)
六価クロム化合物	0.02以下 (0.002) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物	0.3以下 (0.03) ICP-MS法(別表第6)
亜硝酸態窒素	0.04以下 (0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物	200以下 (1) ICP-MS法(別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下 (0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物	0.05以下 (0.005) ICP-MS法(別表第6)
フッ素及びその化合物	0.8以下 (0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン	1.4	200以下 (0.2) IC法(別表第13)
ホウ素及びその化合物	1.0以下 (0.1) ICP-MS法(別表第6)	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下 (1) 滴定法(別表第22)
四塩化炭素	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物	500以下 (1) 重量法(別表第23)
1,4-ジオキサン	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.2以下 (0.02) SA-HPLC法(別表第24)
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジオオスミン	0.0001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
ジクロロメタン	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-メチルリポルネオール	0.0001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
テトラクロロエチレン	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤	0.02以下 (0.002) SA-HPLC法(別表第28の2)
トリクロロエチレン	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類	0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法(別表第29)
ベンゼン	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4	3以下 (0.3) TOC計測定法(別表第30)
塩素酸	0.6以下 (0.06) IC法(別表第13)	pH値	7.9	5.8~8.6 (-) 連続自動測定機器によるpH値法(別表第32)
クロロ酢酸	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	味	異常なし	異常でないこと (-) 官能法(別表第33)
クロロホルム	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (-) 官能法(別表第34)
ジクロロ酢酸	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	色度	1未満	5以下 (1) 透過光測定法(別表第36)
ジブromクロロメタン	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度	0.1未満	2以下 (0.1) 積分球式分光光度法(別表第41)
臭素酸	0.01以下 (0.001) HPLC-MS法(別表第18の2)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	上記水質項目については、水質基準に 適合	
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)				
備考	特記事項なし				
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。				